令和８年（フ）第１５４７号
札幌市北区北30条西３丁目３番10―406号
債務者　記内　　瞳
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５２号
札幌市清田区美しが丘２条８丁目14番22号
債務者　守屋佐代子（旧姓田中）
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５９号
札幌市白石区本通17丁目北３番20―211号
債務者　羽田　明子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５７５号
札幌市東区北７条東20丁目１番９―208号
債務者　南雲　志保
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２１号
北海道旭川市近文町21丁目2745番地の12　スカイフェリーチェＩＶ　103号
債務者　澤又　京也
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１９号
群馬県太田市下田島町1243番地49
債務者　栗原　隆成
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１９６号
群馬県高崎市請地町５番地10　Ｂウインビル302号
債務者　佐藤　清勝
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１９７号
群馬県高崎市下豊岡町310番地　プランドール206号
債務者　曽我　千沙
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１９８号
群馬県高崎市高砂町266番地２　サンハイツ高崎207号
債務者　天野　　翠
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第３９号
京都府亀岡市下矢田町２丁目26番４号
債務者　木寺　　恵
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第４３号
京都府亀岡市北河原町２丁目４番８―302号保津川団地
債務者　大江　　聡
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第２５号
兵庫県丹波篠山市今田町今田３番地８　今田団地１―201
債務者　光明　匡基
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第１３７２号
福岡市西区姪の浜５丁目10番38号　グレイシー井上　103号
債務者　徳丸笑美子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６５９号
福岡市南区市崎２丁目５番20―302号　市営上高宮住宅３棟
債務者　佐藤　英則
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６０号
青森県上北郡おいらせ町鶉久保33番地26
債務者　山本　千穂子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第２６８号
茨城県ひたちなか市大字稲田981番地１　県営稲田アパート７棟１階３号
債務者　木村　　訓
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２７２号
茨城県鉾田市舟木116番地６
債務者　乾　　清美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２７５号
茨城県常陸大宮市上小瀬4475番地の３
債務者　橋本　友成
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
水戸地方裁判所